

# 介護医療院許可申請の手引

千葉県健康福祉部  
高齢者福祉課介護事業者指導班

## 目 次

I	介護医療院について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	介護医療院の概要	
2	根拠法令等	
II	許可申請手続きについて・・・・・・・・・・・・	1
1	許可手続きの流れについて	
2	県への事前協議について	
3	許可申請について	
4	許可日	
5	公示	
III	許可通知書及び事業所番号について・・・・・・・・	4
IV	許可を受けた後の注意事項について・・・・・・・・	4
1	変更許可について	
2	変更届出について	
3	事業の廃止・休止について	
4	事業の再開について	
5	許可の更新について	
6	指導監査について	
7	勧告、命令及び許可の取消し等について	
V	手数料について・・・・・・・・・・・・・・・・	7

## I 介護医療院について

### 1 介護医療院の概要

介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である方に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設です。

また介護医療院の許可を受けることにより、（介護予防）短期入所療養介護及び（介護予防）通所リハビリテーションの指定があったものとみなされます（みなし指定）。

### 2 根拠法令等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年千葉県条例第34号）

※上記条例は、以下のホームページで確認できます。

[https://en3-jg.dl-law.com/cgi-bin/chiba-ken/dlw\\_startup.exe](https://en3-jg.dl-law.com/cgi-bin/chiba-ken/dlw_startup.exe)

県ホームページ→電子県庁内千葉県法規集→開始 → 第4編社会福祉  
→ 第5章社会保険

## II 許可申請手続きについて

千葉県内（千葉市、船橋市、柏市を除く）で介護医療院を開設するには、千葉県知事の許可を受ける必要があります。（介護保険法第107条第1項）

また、許可は、以下の事項等を審査したうえで決定します。（介護保険法第107条第3項）

- ・申請者が非営利法人（地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、その他厚生労働大臣が定める者等）であること（平成30年厚生労働省告示181号等）。
- ・人員の基準を満たすこと。
- ・設備及び運営の基準に従い適正なサービスの運営ができること。
- ・その他役員等が欠格事由に該当しないこと。

## 1 許可手続きの流れについて

### (1) 市町村への事前協議

開設予定者は、開設予定地の市町村に事前協議を行います。その際、補助金、交付金の利用を検討している場合には、併せて協議してください。

### (2) 県への事前協議

(1)の内容を踏まえて、県に事前協議を行います。新設や改修工事等については、事前協議終了後に着工となります。

### (3) 許可申請

開設日の前々月の15日までに、県に許可申請書を提出します。

※詳細は、別添「介護医療院の開設許可に係る事務手続フロー」を確認してください。

## 2 県への事前協議について

市町村との協議終了後、速やかに県に事前協議を行ってください。

### (1) 受付方法

対面方式又は郵送にて受付します。

※ 対面受付予約の際の電話番号 043-223-2386・2395

### (2) 受付場所

千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎12階

健康福祉部高齢者福祉課介護事業者指導班

### (3) 審査

① 協議の際には、許可申請書(案)及びその時点で用意できる添付書類を持参してください。

② 協議にあたっては、市町村等との事前協議を終了している必要があります。市町村の介護保険担当課への協議と併せ、医療法、都市計画法、農地法、建築基準法、消防法担当部署との調整が必要になる場合がありますので、注意してください。

なお、介護医療院については、各市町村介護保険事業計画において必要入所定員総数を定めています。また、公募により事業者を募集している場合があります。

- ③ 必要に応じて、追加の書類を求める場合があります。
- ④ 法人登記簿の事業の目的欄に介護保険サービス事業を行う旨の記載が必要になります。事前に必ず所管官庁に相談してください。

### 3 許可申請について

#### (1) 受付方法

対面方式、郵送又は電子申請届出システムのいずれかで受付します。

※ 対面予約の際の電話番号 043-223-2386・2395・2834

#### (2) 申請期限

開設日の前々月の15日が申請書受付期限となります。

なお、許可申請受付後、現地調査を実施します。現地調査を実施する時点で、建物が完成、あるいは改修工事等が終了している必要がありますので、ご注意ください。

#### (3) 受付場所

千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎12階  
健康福祉部高齢者福祉課介護事業者指導班

#### (4) 審査

- ① 申請に必要な様式等については、「申請に必要な書類の様式等について」（以下のURLを参照）を確認してください。  
なお、必要に応じて、追加の書類を求める場合があります。  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/tetsuzuki/kaigo/shinsei-tbl.html>
- ② 申請時に事前協議時と変更になった事項があった場合、又は現地調査の結果、計画と異なる事項があった場合には、許可できない場合がありますので、ご注意ください。
- ③ 県は、許可にあたって、市町村に対し、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めます。

### 4 許可日

申請月の翌々月以降の1日（許可申請書に記載した事業開始予定年月日）

### 5 公示

許可施設名、所在地、サービスの種類等が、許可日以降、千葉県ホームページに

掲載されます。

### Ⅲ 許可通知書及び事業所番号について

許可を行ったときは、開設月の前月末までに許可通知書を送付します。なお、許可通知書は再発行しませんので、取扱いにご注意ください。

### Ⅳ 許可を受けた後の注意事項について

#### 1 変更許可について

次の事項について、変更しようとするときは、知事の許可を受ける必要があります。

- ・敷地の面積及び平面図
- ・建物の構造概要及び平面図、施設及び構造設備の概要
- ・施設の供用の有無及び共用の場合の利用計画
- ・運営規程のうち、従業員の職種、員数及び職務の内容、入所定員（入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときを除く。）に係る部分
- ・協力病院

詳細については、お問い合わせください。

#### 2 変更届出について

事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項（1の変更許可を要する事項を除く。）に変更があったときは、その旨を10日以内に県に届け出る必要があります。

変更届出をすべき項目や「変更届出書」等の書類については、お問い合わせください。

#### 3 事業の廃止・休止について

事業を廃止または休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1か月前までに県に届け出る必要があります。

#### 4 事業の再開について

休止後に事業を再開する場合は対面方式、郵送又は電子申請届出システムのいずれかで書類の確認を行います。

なお、「人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」を充足しない状態での再開はできませんのでご注意ください。

#### 5 許可の更新について

介護医療院は、6年ごとに許可の更新を受ける必要があります。許可の更新を受けない場合、期間の経過によって許可の効力が失われます。

#### 6 指導監査について

県では、指定居宅サービス事業者等が行うサービスの質の確保及び保険給付の適正化を目的として事業者の指導を行っています（介護保険法第24条）。

指導の実施方法には、集団指導及び運営指導があります。

集団指導は介護保険制度の周知及び理解の徹底のため、全指定・許可事業者を対象に毎年最低1回、講習会等の形式で実施しています。

運営指導はサービスの質の確保と向上、適正な介護報酬請求の確保のため、新規指定・許可事業者その他個別に指導が必要と認められる事業者を対象に、事業所に赴いて実施します。

また、利用者、家族からの苦情や内部告発等の情報から基準違反又はその疑いがあると認められる場合には、監査を行います（介護保険法第114条の2）。

#### 7 勧告、命令及び指定の取消し等について

県では、監査を行った結果、介護医療院が基準に従って適正な事業運営を行っていないと認められる場合、介護医療院の開設者に対して、期限を定めて基準を遵守すべきことを勧告することがあります。なお、勧告を受けた開設者が正当な理由なく勧告された措置をとらなかったときは、期限を定めてその措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることがあります（介護保険法第114条の5等）。

また、介護医療院が介護保険法第114条の6に定める次の事由に該当する場合は、許可の全部若しくは一部の効力の停止又は許可の取消しを行うことがあります。

- (1) 介護医療院の開設者が、許可を受けた後正当な理由がなく、6月以上その業務を開始しないとき。

- (2) 介護医療院が第107条第3項第4号から第6号まで、第13号（第7号に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第14号（第7号に該当する者のあるものであるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 介護医療院の開設者が、第111条第7項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- (4) 介護医療院の開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があったとき。
- (5) 第28条第5項の規定により調査に委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。
- (6) 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
- (7) 介護医療院の開設者が、第114条の2第1項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (8) 介護医療院の開設者等が、第114条の2第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、介護医療院の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該介護医療院の開設者又は管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (11) 介護医療院の開設者が法人である場合において、その役員又は当該介護医療院の管理者のうち許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (12) 介護医療院の開設者が第107条第3項第1号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合において、その管理者が許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。



事業者が期限内に勧告に従わなかったときはその旨を公表することがあり、命令、許可の効力の停止又は許可の取消しを行ったときはその旨を公示します（介護保険法第114条の5、第114条の7）。

許可の取消しを受けた者（役員及び管理者を含む。）は、取消しの日から起算して5年の間、新たに介護医療院の許可を受けることはできず、取消しを受けた介護医療院以外に介護医療院の許可を受けている場合には、当該事業について許可の更新を受けることはできません。ただし、当該許可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該事業者が当該許可取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除きます（介護保険法第107条第3項、第108条第4項）。

## V 手数料について

千葉県使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）に基づき、開設許可及び変更許可の申請者は、許可時に次のとおり手数料を収めていただきます。

### ○介護医療院の許可

介護医療院開設許可手数料 63,000円

### ○介護医療院変更許可（構造設備の変更を伴う場合に限る。）

介護医療院変更許可手数料 33,000円